

令和7年度 いじめ防止基本方針

大牟田市立上内小学校

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながることから、平成29年、文部科学省は、「いじめ防止のための基本的な方針」を改定し、本市でも「大牟田市いじめ防止基本方針」が改定された。本市の改定されたいじめ防止基本方針をもとに、本校でも見直しを行い、以下のように計画した。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであるとの認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感（自己有用感）を持つことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめは しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会

(1) 組織

- いじめ防止対策委員会を設置する。
- 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長）で構成する。

(2) 役割

委員会は防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。

- 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成
実行及び検証
- いじめの相談、通報の窓口
- いじめに関しての情報の収集及び記録
- いじめに関しての組織的対応の中核

3 いじめの学校の対応

(1) 未然防止

① 教育課程の充実（いじめを生まない教育活動の推進）

- 各教科で
 - ・ 基本的な学習規律の確立
 - ・ 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る教科指導
- 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で
 - ・ 道徳の時間を要とした心の教育
 - ・ 特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
 - ・ インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導

- ・基本的な生活習慣の確立
- 基本方針の周知・徹底
 - ・ホームページや学級通信等により、保護者や地域住民へ伝える。
 - ・入学時や各年度の開始時に周知する。
- ② 指導体制の充実
 - 生徒指導委員会
 - ・生徒指導担当のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
 - ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立
 - 職員研修
 - ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施（いじめの判断）

けんかやふざけ合いであっても、背景に事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

(2) 早期発見と早期対応等

- ① 早期発見・相談体制
 - 教育相談
 - ・教育相談の毎学期 1 回の実施
 - ・教育相談ポストの活用
 - ・スクールカウンセラーとの連携
 - アンケート
 - ・定期的なチェックリストの活用による状況把握
 - ・学校生活アンケートの毎学期 1 回の実施
 - ・いじめに特化した無記名アンケートの毎月 1 回の実施
 - ・家庭用チェックリストの毎学期 1 回の実施
- ② 早期対応
 - 生徒指導委員会を中心とした組織的対応
 - ・事実関係の迅速かつ的確な把握
 - ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
 - ・いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ③ 継続指導の充実
 - ・いじめた児童への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援
- ④ 関係機関との連携

児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。

(3) 重大事態への対応

- 〈重大事態とは〉
 - いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - いじめにより欠席（年間 30 日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。
- 〈重大事態の報告〉
 - 速やかな実態把握と教育委員会や P T A への報告
 - 教育委員会との連携
 - ・調査の主体の確定（学校又は教育委員会）

4 学校評価

いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校へのいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応、継続指導の充実について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。

年間指導計画

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月	いじめ防止対策推進委員会 (校内)		いじめアンケート
5月	保護者会、家庭訪問による保護者向け啓発	学級づくり 人間関係 づくり	いじめアンケート
6月			学校生活アンケート 家庭用チェックリスト
7月		全校朝会 学級活動(人権) 児童・保護者向け 規範意識学習会 インターネットの適正利用 (外部講師招聘)	教育相談期間 いじめアンケート
8月	いじめ防止対策委員会 ・1学期の状況 いじめ防止研修会(SC) 自殺防止教育(出校日)	いじめ チェッ クリ スト	
9月	自殺防止に関わる授業の実施		いじめアンケート
10月			学校生活アンケート
11月			いじめアンケート 家庭用チェックリスト 教育相談期間
12月	いじめ防止対策委員会 ・情報共有	全校朝会 学級活動(人権)	いじめアンケート
1月	教職員人権研修会	規範意識学習 非行防止	学校生活アンケート
2月			いじめアンケート 家庭用チェックリスト
3月	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ		教育相談期間 いじめアンケート